

第2回

文京区情報公開及び個人情報保護審議会

日時：平成22年9月7日（火）

午前10時00分～

場所：庁議室

文京区企画政策部広報課

平成 22 年度第 2 回文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

日 時 平成 22 年 9 月 7 日 (水) 午前 10 時

場 所 庁議室

出席者 審議会委員： 内山忠明、木元武一、菊池秀平、武澤房吉、中山泰一、諸岡健至

区職員： 企画政策部長 瀧康弘 企画政策部広報課長 内野陽

広報課行政情報担当主査 多田栄一郎

広報課行政情報担当主事 竹内陽子

高齢福祉課福祉事業係長 金子修司

高齢福祉課福祉事業係主任 益子茂

介護保険課介護給付係長 邊見孝之

欠席者 審議会委員： 前田俊房、滝澤敬二

1 開会

○内野広報課長 暑い中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日、前田委員、それから滝沢委員、お 2 方からは欠席ということでご連絡をいただいてございますので、残りの委員の方々は全員ご出席でございます。本日の審議会は、審議会条例の 7 条 1 項に規定する定足数に満たしております、有効に成立しておりますことを報告申し上げます。

本日は諮問案件を 1 件予定してございます。それでは審議に先立ちまして、諮問案件について、諮問書をお渡しさせていただきます。

○内山会長 よろしくお願ひします。

(諮問書交付)

○内野広報課長 ただいま諮問書の写しをお配り申し上げます。

それでは、企画政策部長からごあいさつ申し上げます。

○瀧企画政策部長 おはようございます。朝早くから、また、お暑い中ありがとうございます。

本日は既に皆さんご案内と思いますけれども、7 月末に足立区の高齢者の問題を発端としまして、相当数の高齢者の方が行方不明ということになっております。各自治体におきましても、100 歳以上の高齢者について安否確認を行いました。文京区につきましても、事例がございました。

そういう中で、今日のご審議ということでございますけれども、所在確認の方向についてご

審議いただきたいと思っております。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○内野広報課長 それでは審議の進行を内山会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

2 審理

○内山会長 それでは、お手元の会議次第に基づいて進行させていただきます。

諮問第1号について、ご審議いただくということになります。

このことについて、まず事務局からご説明をいただきたいと存じます。

○内野広報課長 恐れ入ります。座らせていただいてご説明します。

まず説明に入らせていただきます前に、お手元の資料、お手元にお配りしました資料について、ご確認させていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、あらかじめ郵便でお送りさせていただいております。また、諮問案件につきましては、事前にお送りした文書によって、その内容をお伝えしてございますが、先ほどお配りをいたしました諮問書と同じ内容でございます。

次に資料でございますけれども、本日は平成22年度諮問第1号の1件の諮問でございます。

諮問第1号に関する資料としてご用意いたしましたのは、右上に資料第1-1号とございます、「高齢者の所在確認について」です。こちらは、高齢者の所在確認の目的や対処策をまとめたものでございます。

また、本日追加で配付をいたしました資料の資料第1-2号、それから資料第1-3号でございますけれども、こちらにつきましては、先程企画政策部長のごあいさつにもございましたとおり、8月の初旬に100歳以上の高齢者の安否確認を緊急で行いました際に、この緊急性が認められることを根拠といたしまして、介護保険課が保管しております介護保険の要介護、要支援の認定者の給付情報、それから国保年金課が保管してございます後期高齢者医療の被保険者の給付状況、この2つを利用したことについての目的外利用記録票でございます。参考までにご用意させていただきました。

お手元の資料のほうはよろしいでしょうか。

○内山会長 はい。

○内野広報課長 それでは、引き続きまして諮問第1号について、説明のために、本日所管の

職員が同席してございますので、ご紹介させていただきます。

まず、誠に申しわけございませんが、本日所管の担当課長が別の会議がございまして、どうしても出席できないため欠席させていただいておりますので、お詫び申し上げます。

本日出席させていただいております職員についてですが、高齢福祉課の金子福祉事業係長でございます。

○金子福祉事業係長 よろしくお願ひいたします。

○内野広報課長 それから、後ろの席でございますが、高齢福祉課福祉事業係の益子主任です。

○益子福祉事業係主任 よろしくお願ひいたします。

○内野広報課長 それから、介護保険課介護給付係の邊見係長です。

○邊見介護給付係長 よろしくお願ひいたします。

○内野広報課長 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問案件についてご説明をいたします。

平成22年度諮問第1号

(1) 介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報の目的外利用について

(2) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の目的外利用について

(3) 上記(1)(2)による目的外利用の本人通知の省略について

でございます。

諮問書を読み上げさせていただきます。

(諮問書読み上げ)

諮問事項は、今申し上げたとおりでございまして、諮問の趣旨でございますけれども、足立区、杉並区で発生した100歳以上の高齢者の所在不明問題で、区ではこれまで緊急性を理由に介護保険及び後期高齢者医療情報を利用し、所在確認を行ってきました。

こうした所在確認問題は、100歳以上の高齢者に限らず生じる恐れがあり、区では今後一定以上の高齢者に同様の所在確認を実施していく方針です。

そのため敬老金等の配布時に改めて所在確認を行いますが、その際、確認ができないものについて、介護保険及び後期高齢者医療の情報を活用して所在確認を行います。

本件業務は、文京区が保有する介護保険業務及び後期高齢者医療業務に係る個人情報を、所在確認の目的として敬老業務に利用するものであり、個人情報の目的外利用に当たります。

そこで、高齢者の所在及び安否確認等の観点から、保有する個人情報を本人の同意を得ないで目的外利用すること、及び目的外利用をしたことの本人通知の省略について、貴審議会のご

意見をお伺いします。という内容でございます。

詳細につきましては、所管の金子係長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

○金子福祉事業係長 よろしくお願ひします。

お手元の資料、資料1－1号にございますが、高齢者の所在確認につきまして、目的については先程来、ご説明のあった内容でございますが、今回9月敬老の日の前後に、民生委員の方々に敬老金をご家庭訪問して、直接渡していただくという事業がございます。

その敬老金配布時に改めて、当該ご本人の所在確認を行いますが、その際に確認ができないものについて、介護保険、後期高齢者医療制度の情報をを利用して、安否所在確認を行うということでございます。

対象者につきましては、敬老金は80歳及び85歳以上の高齢者の方を対象としております。

対象者の人数は、約7,200名の方が対象者となります。そして、この7,200名のうち、約5%程度は面接できないなど、所在が確認できないであろうということで推定した人数が、約400名ということでございます。

そして、確認方法といたしましては、介護保険、後期高齢者医療の給付状況によって確認できなかった方々について、給付情報があるかないか。当然あれば、直近であれば、その方は所在されていると、現存されているという形になりますので、そういったことで400人を確認いたしまして、そしてその情報などで確認できない方については、職員等が再度ご自宅など伺いまして、ご家族とお話ををして、所在について改めて確認させていただくということを考えております。

5%程度で400人ということですが、これはあくまでも推計でございまして、民生委員の方々が訪問されて、特にご家族との応対の中で、直接的に確認できないという形になれば、その数はもう少し増えてくるのではないかと考えております。

敬老金は敬老の日、9月20日前後を目途に配布していただきますので、それが終了する9月28日に、その状況を区役所にご報告いただくような予定となっております。その情報が集約された後に、10月当初より給付状況の確認を行いたいと、そのように考えております。

また、こういった利用情報を使うことにつきましては、100歳以上の場合については東京都より、こういった利用情報を活用して確認するようにということでの通知等がございます。

また国の公報でも、後期高齢医療制度を、情報をを利用して活用する、活用して確認するという形の通知も出てまいりっておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○内野広報課長 事務局からは以上です。

○内山会長 ご説明は終了したということでございます。

これより審議に入ります。各委員さんからご質問、ご意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。お願いします。

○中山委員 いつもありがとうございます。お尋ねしたかったことは、一つはもう報道もされていますので、これは実際に高齢者の方がいらっしゃるかどうかという所在確認というのは、これは地方公共団体の重要な業務であると思います。そのためにこういう個人情報を利用するということは、当然認められるものだという前提でお尋ねするものばかりですが、一つはもう既に、この個人情報利用がされたのでしょうか、ということです。

それから、もう1点は、敬老金の業務のためということですが、もちろん敬老金の業務のために個人情報利用ということでいいと思いますけれども、本来の目的からすると、多分住民基本台帳上、正しい情報であるかどうかということの検出のためかなという気もしまして、その辺で、目的として本当に敬老金だけという言い方をしてしまっていいのでしょうか、ということです。

それから、敬老金を差し上げるときに、ご本人が例えば、区外で入院生活とかされていた場合には、どの様になるのですか。

それと、これは最後に、多分会長のご判断とかでも解釈をいただければそれでいいのですが、国や東京都の通知がある場合でも、それが法令でないのであれば、この審議会でやはりきっちと認めるということが手続上必要なですか、その辺を教えていただきたいと思います。

○内山会長 まず中山委員の最後のご発言の部分ですけれども、これは文京区の個人情報保護条例の問題ですから、国ですとか、都からの通知によって、文京区の条例の何か変わるということがあるのかどうか、その点をまず広報課長さん。

○内野広報課長 お手元の個人情報保護制度事務要領にございますが、47ページに個人情報保護条例の第14条、目的外利用の制限、47ページ。藤色の表紙の47ページでございますが、こちらに区の条例の目的外利用についての考え方が記載してございます。

目的外利用ができる場合については、14条の第2項に規定があるのですが、1号は法令に定めてある場合。それから2号が個人の生命、健康、又は財産に対する危機を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる。先程の資料の1-2及び1-3というのは、こちらを適用させていただいているということでございます。

それから第3号は、区民福祉向上のため、法令等の定めに応じ適正に業務を執行する。それから第4号ということで、以上3つの他に審議会のご意見を伺うという場合があつて、国や都

の通知については、この1号には当たりません。それから3号についても、単に通知ということであれば、これは当たらないというように条例では解釈しますので、本日審議会にお諮りしているということでございます。

○内山会長 そうですよね。ですから、国ですとか、都が何か言ったからといって、それで区がこの条例の解釈を変えなくてはいけないということはないということで、つまりこの審議会の答申が必要だということだということですね。

その上で、そのように整理をしていただいた後、それでは今の中山委員のご質問について、ご説明をいただきたいと思います。

○金子福祉事業係長 まず100歳以上の方につきましては、既に終了してございます。対象者は85名。84名の方まで確認できたのですが、報道等でご承知のとおり、1名の方につきましては確認ができなかったということでございます。

それから、入院している場合の支給につきましては、ご家族がいらっしゃる場合にはご家族にお渡しをしてございます。

○内山会長 まず整理をさせていただきたいのですけれども、既に目的外利用を実施していると、85名の方についてはということですが、その根拠は。

○金子福祉事業係長 先程、お話があった2項の2、緊急かつやむを得ないという項目においてさせていただきまして、資料の1と、1の2と3号によって、その内容を報告させて、目的外利用の記録を提出させていただいております。

○内山会長 つまり目的外利用をしないと、100歳以上の方の生命、健康、財産に対する危険があつて、それが避けることができないという判断をされたということですね。

○金子福祉事業係長 はい。そうです。

○内山会長 そうですか。

○中山委員 よろしいですか。この問題2つあって、今日、議論というか、諮問されたものは敬老金の話と解釈しました。

それと今並列して、資料として、今日の資料2、資料第1－2号と第1－3号がいるということですが、実は第1－2号と第1－3号については、別枠で多分報告が必要なことになるのではないかと。というのは、今、ちょうど個人情報保護制度事務要領の47ページを見ると、第5項に、第2項の規定により目的外利用した時は、その旨を運営審議会に報告しなければならないと書かれていて、これはもちろん年末に報告いただくのでもいいのかもしれません、こんな重要なことであれば、やはり報告がいるのではないかという気がしますが。

○内野広報課長 中山委員がおっしゃるとおりでございます。

○中山委員 そうですね。

○内山会長 その報告は、今行っているという認識なのでしょうか、別途招集するということなのでしょうか。

○内野広報課長 いや、恐れ入ります。説明が不十分で申し訳ございませんが、事務局としてはこの1-2号及び1-3号において、ご報告を兼ねているというふうように認識してございますけれども。

○内山会長 つまり、この会議次第では、諮問に対する答申案を審議するということの外に、報告を受けるということも、今日の会議の目的だということですね。

○内野広報課長 はい。

○内山会長 あらかじめ会委員の方々に、そのことの通知があるかどうかの問題もあるのですけれども、手続上のことですけれども。

○内野広報課長 手続上の問題でございますけれども、目的外利用については、一括して年度末にご報告申し上げているといえば申し上げているのでございます。

本件については、そういう意味では、手続的には最終的にもう一度目的外利用の報告の際に、一括して出す内容にもう一度込める予定ではございます。

○内山会長 それでは、この後に開かれる審議会の中で報告はあると。そのことについて、事前にご説明を、ここの段階ではいただいている。ですから、14条の5項による報告は、今日の時点ではいただいてはいないと。

○内野広報課長 改めて報告は、正式な形でさせていただきます。

○内山会長 報告するかしないかは、つまり区長の判断の問題ですから、こちらの言うことではないですけれども、区長がそれでいいと判断をしているというように、私のほうは理解しますけれども、それでよろしいですか。

○内野広報課長 はい。

○内山会長 それで85名の方について、既に目的外利用をしているということで、中山委員のご発言は、それは敬老金の支給のためなのか、今言われた目的外利用というのは、個人の生命、敬老金を払わないことが緊急の必要性がある、という条例のいう14条2項2号に該当するというようご判断されたのは、どういうわけなのか。

○中山委員 いや、多分そうではなくて、私の理解は100歳以上の方の生命の安否確認については、14条2項2号を適用した、100歳という高齢であるからということで迅速に行った。

それに対して、敬老金は100歳未満の方にもお支払いするので、14条2項2号まで該当しないであろうと。そうすると、14条2項4号を使わなければいけないので諮詢をした、というそういう解釈をしたのですが。

ですから、この話、実は類似案件が2件あるというように思われますけれども。ですから、そのうちの1件は、今日、諮詢を受けた、敬老金として受けた。それに対して、100歳以上の方の安否確認については、報告事項として必要なのですが、それはまだ報告を受けていないということ。

○内山会長 それでは、100歳の目的外利用については、今日の時点では、そういう話があつたというだけで、そのことについてなぜかというようなことについては、今日の時点ではご質問があればしていただきてもよろしいのですけれども、それよりも前に諮詢の審議をしていただくという意味では、飛ばしましょう。

○中山委員 それと、すみません、私の最初の趣旨は、結局、敬老金と書かれてはいますが、要するに本区の敬老業務のための目的外利用というよりは、やはり最終的には高齢者の方の安否確認につながっている話なのではないか。とすれば、今日、実施機関の方として、介護保険等の各担当の方が来ていらっしゃいますが、本来であれば区の業務の一つである、住民等に關係してくるような話なのかなと思ったのですが。最終的にこれだから、もしこれってやると、安否確認の結果、いらっしゃらなかつた時にはどうなるのですか、ということも含めて、少し説明していただいた方がいいかなと。

○金子福祉事業係長 所在が確認できなかつた場合については、当然住民登録の問題もございますので、所管の戸籍住民課と協議いたしまして、基本台帳については、私ども調査権がございませんので、戸籍住民課に依頼して、最終的にはそちらで調査をしていただく、という流れになろうかと思います。

○中山委員 もし、そういうことまで想定されているのだとすれば、これは敬老業務のための目的外利用というよりは、その後ろ側まで含めた、私達としては、もちろん敬老業務として諮詢を受けていますけれども、その後ろ側まで含めて、ここでしておく必要があるのではないかという気がしたのです。

○内野広報課長 中山委員のおっしゃっていること、非常によくわかりますが、一方で住民基本台帳業務との兼ね合いということでいきますと、住民基本台帳業務では、本来的に調査権がありますが、例えば敬老金だけではなくて、他の役所が通常行っている業務のうちで、所在等について、疑義があるような場合については、戸籍住民課のほうに情報がフィードバックされ

るという仕組みはもともと持っておりますので、その枠組みと同じ枠組みで、つまり住民基本台帳業務の枠組みのほうに、敬老金業務のほうから情報が行くという、そこでやりますので。

今回質問をお願いしている話は、あくまでも敬老金業務を手段として所在確認をするのだという、そこまでの話です。

○中山委員 最初の質問の段階で、これは、このようなことは必要であるという前提のもとで、質問させていただいているということでご理解いただきたいのですが、多分敬老業務の結果、どなたはいらっしゃらなかつたということになりますと、どなたはいらっしゃらなかつたという情報は、やはりプライバシー情報、もしくはセンシティブ情報なのではないかなという気がするわけで、その情報を今度は戸籍等業務に使うときは、法令に基づく目的外利用で使えるということもわかります。

多分、そういう解釈を課長さんはおっしゃっているのだと思いますが、住民基本台帳における調査権というのは、多分法令で定められているからだと思うのですが、何か敬老業務を入口にここまで行くということを、私たちは認識した上で、審議すると言ふことになります。

○内山会長 想定しているかどうかということも、そうですよね。

○中山委員 そういうことです。やはり想定されているのではないかということですね。

○内山会長 要するに、目的はこうは書いてあるけれども、実質はそれ以上のことを考えているのではないかということを。ならばそのことをちゃんと質問の中に、目的の中に書かれてはどうかということまで含むかどうかは別として、今は、これだけなのかということです。

○中山委員 私たちが合意するときに、ここまで背景があることを知った上で合意したほうがいいのではないか、ということを申し上げています。

○内山会長 それはそうでしょうね。まず、その説明だけお願いいたします。敬老業務に利用することだけをお考えでやっているのか。そのほか、所在が確認できない場合に、住民基本台帳を戸籍業務に、それを通報するということまで、先程おっしゃったような気がしましたけれども、そのことは法令上必要なこととして義務化されているのでしょうか。

○金子福祉事業係長 基本的には、基本台帳が残ったままですと、また来年同じ内容でデータが打ち出されてきて、また敬老業務を発生するという形になりますので、実際にいらっしゃらない方であれば、それは調査をしていただいて、住民票のほうの確認をしていただくということは、事務の流れの中では考えています。

○内山会長 それは、要するに敬老業務に必要なために、戸籍住民課に、業務をしている所管部署が情報を提供すると。

○金子福祉事業係長 通知するという形です。

○内山会長 それまでが敬老業務だとお考えだということなのですね。

○金子福祉事業係長 はい。そうしませんと、住民票が消えない限りは、データが、生年月日をもとに打ち出されてまいりますので、毎年同じ調査を私どもも行わなければならない。データがある以上は住んでいるという形になりますから、敬老金をお配りしなければならない、いう形がずっと続くという形になります。

○内山会長 どうでしょう。

○内野広報課長 補足させていただくと、住民基本台帳業務は、住民基本台帳を常に正確なものとして備えておかなければならぬ、という要請がありますので、そのもとで調査権が住民基本台帳法では認められていますから、それに情報提供するという。

○内山会長 調査権というのは、要するに所管課のほうが積極的に情報収集することができるということで、今、ここで考えているのは、敬老業務を所管する課が通報しなければいけないということはないのでしょうか。

○内野広報課長 義務ではないです。

○中山委員 他の自治体で、実は敬老金の給付業務で、いらっしゃらないことがわかりながら、要するに住民基本台帳業務のところに連絡をしていなかったということが、長いこと続いていて問題になった事例があって、それも報道されているので、当然というか、その連携があることは良い事というか、考えられて良いのではないかという前提に立って質問をしているのです。

ただ、やはり、今回諮問を受けているのが、敬老業務というのが前面に出てきていて、もちろん今すぐ行うのは敬老業務だから、それで構わないですが、諮問としては正しいのだと思いますけれども、やはり私たちの判断基準として、区が事務を行う上で、最終的にその方が存在していらっしゃると、存在していらっしゃらなかつたというのかというの、敬老業務にとどまらず、全体としてそういうことをちゃんと把握しておくことが、住民サービス上必要だという背景がやはりあるのだと思うので、そういうことをやはり考えていますということは、言つていただきたいといけないのでないのではないかということなのです。

○内野広報課長 敬老業務に限らず、先程少し申し上げましたけれども、例えば、国民健康保険の保険証を送ったら届かなかつたとか、そといった情報というのは、それぞれの所管課が持っているものでして、それはやはり住民基本台帳がベースで仕事をしていますので、住民基本台帳の正確性を担保するという意味から、そういうふうに例えば、国民健康保険課であり、それぞれの事業の所管課から戸籍住民課へ情報がフィードバックされるというシステムは、既に

持っているという前提での今回の諮問になっていますので、そこはちょっとわかりにくかったとすれば、説明として不十分だったなとは思っていますが、そういう背景がある中で、敬老金の情報、敬老金を配るというところから得た住民基本台帳と実態の乖離の情報というものについても、同じ枠組みの中で、住民基本台帳事務にフィードバックされることはあり得ると、そういうことでございました。

○中山委員 わかりました。特に、敬老金の給付業務に関しては、実際にご本人である高齢者の方に直接民生委員の方が面談される機会等が多くて、まさにというか、そういう意味では安否確認について、非常に正確に行われるような機会であると、そういうぐらいの理解でいいのですか。

○金子福祉事業係長 はい。民生委員はやはり、職務の一環として、地域の高齢者の実態とか、そういったものを常に正確に把握しなければならないという職務がございますので、それとあわせて、この敬老金を、各戸に訪れて状況だの聞きながら、敬老金をお渡しするということで、毎年お願いをしている事務でございます。

○内山会長 ですから、目的は敬老業務に利用するものでありとだけしか書いてございませんけれども、今言ったような説明が文京区の中の事務として行われているということを背景に、この諮問があるという様にご理解いただくということが、まず必要ですね。

そのほかに、区外に現在居住されている方について、どのような安否確認を行うのかということも。

○金子福祉事業係長 入院されている方とか、施設に入所されている方につきましては、ご家族にお渡ししたり、ご住所のほうに連絡、郵便等お送りしてお身内に取りに来ていただきたりしております。

その際には、窓口でご本人様のご状況、どこに入院されているとか、どこの介護施設に入っているとか、ということは確認させていただいている。

介護施設の場合につきましては、住所地特例というものがございまして、住民票を動かすことができなくて、文京区の住民はそのままで、ご本人が介護施設、区外の介護施設に入っているらっしゃるというケースもございますので、そういった場合については、ご家族にご連絡して敬老金をお渡ししていると。

その際に、ご本人様の確認をさせていただいているということでございます。

○内山会長 中山委員のご質問については、それでよろしいでしょうか。

ほかに、ご意見、ご質問はございますか。

私のほうからも、ちょっとご質問させていただきたいのですけれども、これは戸籍業務とは関係がないのですか。住民基本台帳法の業務のことだけなのですか。今、新聞でやっているのは。

○内野広報課長　はい、すみません。ちょっと簡単にご説明しますと、あくまでも、ここでファイドバックされる項は、住民基本台帳業務になります。住民基本台帳と戸籍の関係ですけれども、住民基本台帳に何らかの変更がかかれば、その情報は戸籍の本籍地のほうに通知されますので、本籍地のほうで、戸籍についている戸籍の附票というものについて、記載の変更はなされている。そういうことでございます。

昨今報道されています百何十歳という、あれは多くのケースは、戸籍にくついている戸籍の附票に住所が書いていない、あるいはものすごく前の住所で、その後何ら変更がないようなケースがほとんどと聞いておりまして、住民基本台帳法に基づく住民票の消除を、それぞれの自治体の職権なのですが、戸籍の消除については、高齢者消除という制度があるんですが、これは法務局が所管してございます。

かなり今まで法務局が厳しいハードルを設けていたものですから、実際には自治体のほうで消除したくても、いろいろ手続があって難しいケースもあったというふうに聞いております。

○内山会長　それから、もう1点。今、社会的に言っているのは、詐欺給付が行われていると。それを摘発するために厚労省は高齢者の医療制度ですが、介護保険制度を使って利用していないで、年金をもらっている人を、言ってみれば摘発しようというようなことから、どうも通知が行われているように見えるのですけれども、言ってみればそれは犯罪捜査の目的ですね。

介護、敬老業務で敬老金をお渡しするというのは、言ってみれば口実に過ぎないのかという様なことを思ってしまう部分があるのですけれども、その様なことはないというのが文京区のご見解でございますね。

○金子係長　それは、あくまでも私どもが、今回審議会に諮問しましたのは、高齢者の所在確認ということでございます。

○内山会長　その結果、例えば年金が、詐欺給付があるというふうなことが、文京区内にそんなことはないでしょうけれども、仮にあったとした場合には、それはどうなるのですか。黙って、年金は給付されたままになるのですか。

○内野広報課長　年金給付については、今、日本年金機構のほうでやっていますので、詳しい給付情報は、区は実は持ち得ていないのです。日本年金機構は、今までの流れからすると、住民票、住基ネットを使って、存在、生存確認をしておりますので、住民票が残っていれば、今

まではそのまま生存しているものとして給付されていたということですから、日本年金機構と国との間で、報道によりますと、今、先生がおっしゃたようなことがあるようですがけれども、区としては直接それに関与するものではない、ということです。

○内山会長 つまり、区とすると住民票についての職権消除がされたと。それが住基ネットを使って、国がその情報を取得することができると。その中で、国が独自に判断をして、適切なことをするだろうということになると。

意図するものではないけれども、そういう効果もこの目的外利用の中には出てくるかもしれませんと。

○内野広報課長 結果の結果ぐらいという感じです。

○内山会長 そうでしょうね。

○中山委員 でも入口になる可能性はあるぐらいですね。

○内野広報課長 逆に言うと、住民票の現実とのギャップを埋めるという部分で、そういう効果が出てくる可能性はある。

○内山会長 それも否定的な意見を申し上げるために言うのではなくて、確認をさせていただいているだけのことですけれども。

それからもう1点、対象者の中で、80歳、85歳以上の高齢者で、敬老金の配布時に所在確認ができなかったものということですけれども、その中で、所在確認ができればよろしいということならば、その目的外利用をしなくても、所在確認をすればいいだけの話なんでしょうねけれども、敬老業務の能率的な執行をするためにということなのでしょうかね。そういう意味では。

○金子福祉事業係長 やはり不在だと、面接、独居の方が入院されていました場合は、訪問しても当然のことながら、いらっしゃらないということも何件もありますので、その場合は、一応不在者票を入れていただいております。最低2回ぐらいは、期間内に訪問していただくように、お願いはしております。

それでもなおかつ、ご本人のほうからご連絡がなかった場合については、当然それは区のほうへ返還されてまいりますので、区のほうで、また住所地にお手紙を出したりとか、その他関係者の方に聞いてみたりというようなところで確認は取らせていただいて、今までおりましたが、今回はそういうものを全て、また利用情報を使って、所在されてらっしゃるのかというところを確認させてもらうということになります。

○内山会長 なるほど。

○中山委員 よろしいですか。これは、今年この諮問を受けて答申すると、今後、これがずっと

と続くのですか。今年だけの問題ではないですね、というか。

○内山会長 それはそうでしょうね。

○中山委員 そうですよね。

○内山会長 制度として、この審議会で同意すると、そのまま今後新たに審議会に同意を得るということはなくなるんですよね。

○中山委員 最終的に、では、これは目的外利用して、どうなったというようなこととか、ご報告もしくは質問させていただく機会は、また年度末にあると、こういう理解でよろしいですか。

○内山会長 はい。住民票の適正な運用という事だけをいえば、何も80歳に限ったことでは、高齢者の方に限ったことはなくて、若年者でもいるのだけれども、本件の場合には敬老業務に関するという事ですから、高齢者の方だけを目的外利用というために、このような制度を新たに行いたいということですね。

もう1点だけ。所在確認の方法ですけれども、目的外利用の情報をして、なおかつ確認ができない場合には、職員等が自宅などを再度訪問し確認をすると。ならば、初めから最後の再度訪問を行ってしまえば、これが一番適切な方法だということを認識された上で、こういうことをやっているわけではない。

今、言われたように、どこかに入院されたりなんかして、なかなか連絡がとれないというふうなこともあるというふうなこと。この3つの確認方法をすることが、全て必要だというご判断ですね。

○金子福祉事業係長 そういう認識でおります。やはり、対象者数ももうございますので、職員が全員に行くというのは、ちょっと現実的には難しいということで、この時期もありまして、民生委員さん方が、地域の高齢者の方の情報を把握するという機会を奪う形にもなってしまいますので、そういったところで、まず民生委員さんにお願いをして、その後に職員が対応するということを考えております。

○中山委員 よろしいですか。今後、だんだん高齢化社会、年齢とかが上がっていくのに、やはりこういうのが特に、だんだん制度上必要になってくるという、需要がふえているという理解でよろしいんですか。

○金子福祉事業係長 そうですね。対象者も年々ふえてまいっておりますので。

○内山会長 でしょうね。

○金子福祉事業係長 そういったものが必要という形で認識しています。

○内山会長 ほかにご質問、ご意見等はございますか。

はい、どうぞ。諸岡委員。

○諸岡委員 かかることがありますけれども、今、民生委員の欠員のところがあるでしょうね。そういう場合はどうなのですか。どうなさっているのですか。

○金子福祉事業係長 民生委員の欠員が、今2地区ございます。1地区につきましては、地区的協議会の委員の方々のご協力を得て、周りの地区のご協力を得て行う予定であります。

もう1地区につきましては、職員が配布する予定でございます。

○中山委員 民生委員の方の場合には、いわゆる守秘義務のようなものがあると思いますが。

○金子福祉事業係長 ございます。

○中山委員 その他の方に委託する場合は、個人情報上の何か……。

○内山会長 ただ、職員だと言っていましたから、その問題は起こらない。

○中山委員 いや、職員だけですか。

○金子福祉事業係長 はい。民生委員か職員かという。

○中山委員 全員が区の職員ですか。

○金子福祉事業係長 はい。

○中山委員 わかりました。

じゃ、いずれにしても、地方公務員としての守秘義務があるような方が行かれるという。

○金子福祉事業係長 民生委員さんにも、民生委員法によって守秘義務がございますし、その民生委員さんができないところは、すべて高齢福祉課の職員なりが対応する予定でございますので。

○中山委員 はい、わかりました。

○内山会長 ちなみに民生委員は、あれは国の委員ということになるんですね。

○金子福祉事業係長 厚生労働大臣の委嘱で、身分は都道府県の非常勤の公務員ということで。

○内山会長 特別職の職員。

それではご意見がなければ、諮問の内容について、詳細な説明をいただくためにご質問はございましたが、この諮問自体については、相当であるというご意見だという事になろうかと存じます。

最後の目的外利用の本人通知の省略についても、ご発言はございませんが、そのことについても相当であるということで、よろしゅうございますね。

ということであれば、そのような趣旨で答申をさせていただく、ということにさせていただ

きます。ということで、あらかじめ答申案が事務局から準備はされているんですね。

それをご確認いただいて、このとおりでよろしいかどうか、ご意見を伺いたいと存じます。

○内野広報課長 それでは、読み上げさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、案文を読み上げさせていただきます。

平成22年9月7日付、22文企広第581-1号により平成22年度諮問第1号について、次のとおり答申します。

答申1. 諮問事項

- (1) 介護保険要介護（要支援）認定者に係る給付情報の目的外利用について
- (2) 後期高齢者医療の被保険者に係る給付情報の目的外利用について
- (3) 上記(1)(2)による目的外利用の本人通知の省略について

2. 審議会の結論

本件諮問に係る個人情報の目的外利用について妥当なものと認める。

また、当該目的外利用等に係る本人通知を省略することも妥当であると認める。

3. 理由

高齢者の所在不明問題については、個人の生命、健康に対する危機を避ける点から、行政として早急に取り組むべき課題である。

今後、一定以上の高齢者の所在確認を行うに当たり、介護保険要介護（要支援）認定者及び後期高齢者医療の被保険者の給付情報（以下、本件給付情報という）を利用すること（以下、本件目的外利用という）については、安否確認の必要性から一定の合理性があり、妥当なものと認める。

ただし、これらの個人情報は介護給付及び医療保険給付等、極めてプライバシー性の高い機微情報であることから、取り扱う個人情報は本件目的外利用のために必要なものに限定するとともに、その運用については、より一層適正かつ慎重な取り扱いが望まれる。

なお、本件目的外利用は、本件給付情報の有無により、個人の所在及び安否を確認するものであり、区民への十分な周知をする事を前提とするなら、個人の生命、健康に対する危機を回避するために行うもので、本人に選択の余地はなく、また連絡が取れないケースもあるため、本人への通知は省略して差し支えないものと認める。

以上です。

○内山会長 理由について、これでよろしいかどうかということです。

○中山委員 よろしいですか。先程からご説明ありましたように、あくまでも本区の行政サー

ビスの向上のための利用である、という事で。それと扱われる方も民生委員の方や、区の職員の方に限定されているという事で、多分この答申にある取り扱う個人情報は、本件目的外利用のために必要なものに限定するとともに使われているという事で、私はいいのではないかと思います。

○内山会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局から読み上げていただきました、答申案文をもって答申とすることとして、よろしゅうございましょうか。

ということであれば、そのように決定をさせていただきます。

それで、資料の1と2と3というのは、事実上情報提供はいただきましたけれども、別途目的外利用については、ご報告をいただく機会があるということです。ということですね。

ということになると、議事について、諮問第1号については審議をいただいたということになります。

3. その他

○内山会長 その上で、次第によりますと3、その他ということになりますが、その他についてご発言をお願いします。

○内野広報課長 実は、前回第1回の審議会で、運用状況についてご報告を申し上げました際に、例えば、外部提供の記録について、一部不正確なところがございまして、ご質疑をいただいて、改めて事務局で確認を申し上げまして、資料の差し替えというか、ご説明をさせていただきたい点が1点ございますので、これについてご説明申し上げたいと思います。

今お配りをさせていただいた資料と書いてございますのは、前回の資料8の差し替えということでございまして、昨年度の外部提供についてということですが、この左側に番号がございます9番、戸籍住民課の業務のうち、前回提供先が警視庁小松川警察署というのがありますと、それでそれから右、提供日の欄ですが、平成21年4月1日。件数が1,060件という形でご報告申し上げときに、ご質問を審議会からいただきました。

改めまして、戸籍住民課にこの事実関係を確認いたしまして、修正いたしたのがこれでございます。

提供先については、小松川警察署に限定されず警察署、多くの警察署だということです。

それから、この1,060件については、平成21年の通年ということの件数だということで確認

をいたしましたので、前回の資料の第8号につきまして、訂正させていただきたいと思いまして、申し上げました。

以上でございます。

○内山会長 ありがとうございます。この件については、ご質問ございますか。

今後は、正確なご報告をいただくようにお願いはしますが、それではご説明はいただいたということにさせていただきます。

3、その他について、ほかにはございませんか。

○内野広報課長 事務局から次回以降については、今のところ案件予定してございませんので、未定でございます。

○中山委員 いいですか。

○内山会長 はい。

○中山委員 本日、教えていただかなくていいのですが、国の行政刷新会議で情報公開法が改正される機運があって、多分、行く行く本区の情報公開条例も、それに対応して何か変えなくてはいけないようなところとか、出てくるのかなという気もしますし、もしくは情報公開法の改正が、延び延びになったとしても、例えば、世の中的に、こういうふうなものは取り入れたほうがいい、というようなこととかがあるのであれば、今日でなくていいのですけれども、何か教えていただければ。

特に、感じた事は、不服申立てとか、行政訴訟とかのあたりが、かなり情報公開法にも変わってくるようなこと、少し聞いたので、条例にそれが波及するのかどうか、よくわからないのですけれども、多分迅速な不服申立制度とか、もしくは不服申立人の人が、この前もちょっと僕が話題に出しましたけれども、意見陳述しやすいような制度にするとか、何かその様なこととかが出てくる可能性があるのかなという気もするので、よくわからないのですけれども、国の流れと本区の流れと、また教えていただきたいと。以上でございます。

○内野広報課長 国の流れというか、国の動向ですね。それは、当然注視しておりますので、変化があって、その動きが具体的になれば、当然区としても対応する必要が出てくると思いますので、それはその際には、きちんと報告してご審議いただく形になると思います。

○内山会長 もしかすると、条例を変えるということになると、議会の問題になるかもしれませんね。議会に提案したという情報提供を、こちらがいただくということになるかもしれませんけれども、必要適宜に、情報の提供をいただけるということですね。

それでは、そのことについてはそのようにお願いいたします。

それでは、3、その他ということについても、これで終了ということになります。

4 閉会

○内山会長 ということでございますので、本日の審議会の予定されていた議事等については、すべて終了したということでございます。

これをもって、この会を閉じさせていただきます。

ご出席ご苦労さまでございました。